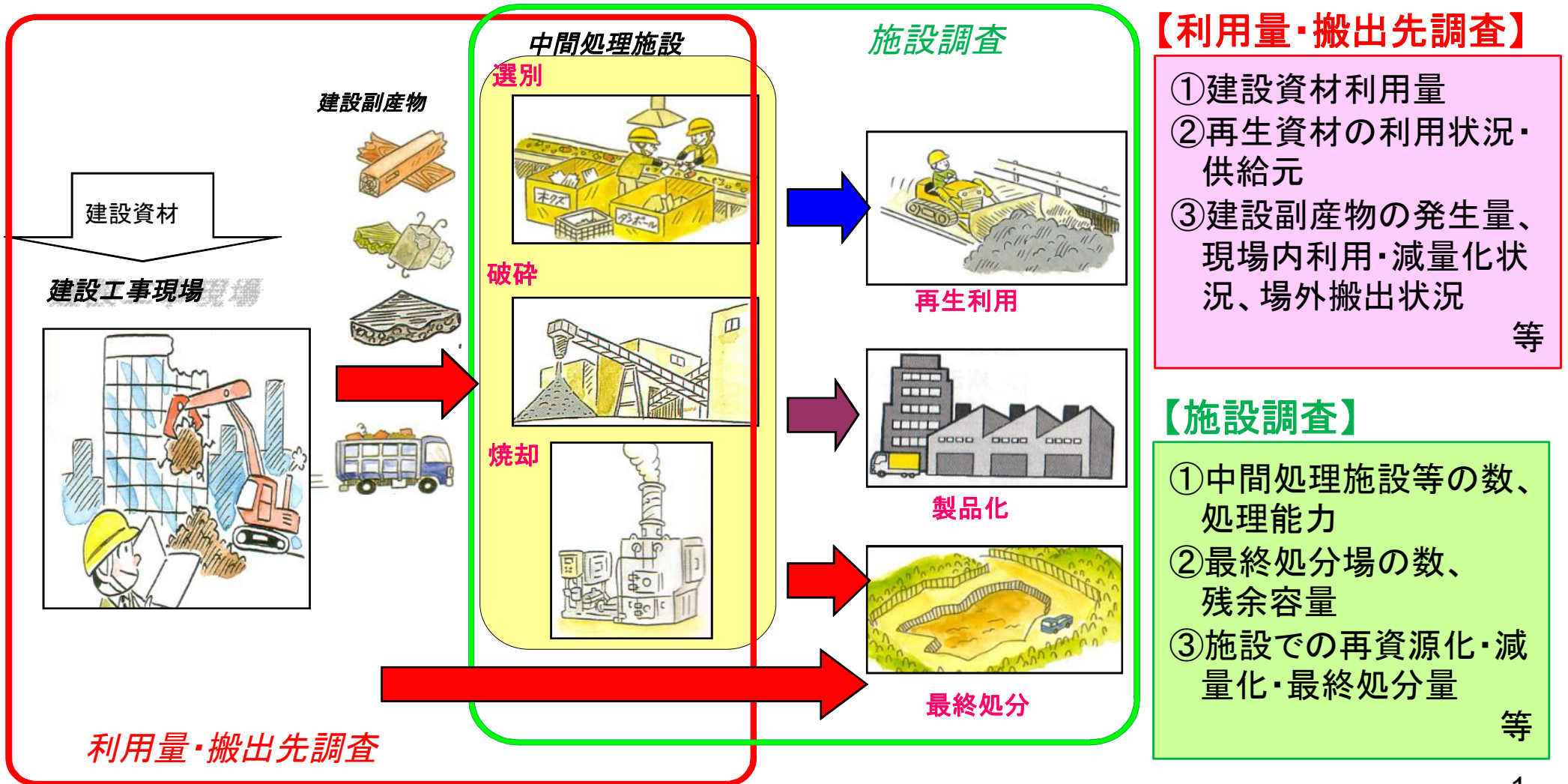


令和6年度建設副産物実態調査

建設副産物実態調査

- 全国の建設工事や再資源化施設等を対象に、建設副産物の発生量、再資源化状況及び最終処分量等の動向を把握する調査。
- 結果は、建設リサイクル施策の立案及び進捗評価等に活用。



リサイクル推進計画2020の達成状況の把握

○建設リサイクル推進計画2020の目標設定年度は2024(R6)年度であり、来年度、建設副産物実態調査を実施し達成状況を把握。

「建設リサイクル推進計画2020」で設定された達成基準値

| 品目 | 指標 | 2018 目標値 | 2018 実績値 | 2024 達成基準 |
|----------------|----------|-------------|-------------|--------------|
| アスファルト・コンクリート塊 | 再資源化率 | 99%以上 | 99.5% | 99%以上 |
| コンクリート塊 | 再資源化率 | 99%以上 | 99.3% | 99%以上 |
| 建設発生木材 | 再資源化・縮減率 | 95%以上 | 96.2% | 97%以上 |
| 建設汚泥 | 再資源化・縮減率 | 90%以上 | 94.6% | 95%以上 |
| 建設混合廃棄物 | 排出率 | 3.5%以下 | 3.1% | 3.0%以下 |
| 建設廃棄物全体 | 再資源化・縮減率 | 96%以上 | 97.2% | 98%以上 |
| 建設発生土 | 有効利用率 | 80%以上 | 79.8% | 80%以上 |

目標の達成状況を把握・評価し、リサイクル推進計画をフォローアップ

令和6年度 建設副産物実態調査 調査概要

○今回調査では新たに、利用量・搬出先調査で、ストックヤード運営事業者登録制度の登録ストックヤードの活用状況や、施設調査で廃プラスチックを調査対象に追加する等の変更を予定。

| 調査種類 | | 調査対象(変更事項) | H30調査からの変更 |
|---------------|--------|--|---|
| 利用量・ 搬出先調査 | 公共工事 | 請負金額100万円以上の工事 | 変更なし |
| | 民間公益工事 | 請負金額100万円以上の工事 | 変更なし |
| | 民間工事 | ① 調査対象年度に完成した「資源有効利用促進法」に定めた一定規模以上の工事 ② 調査対象年9月に完成した請負金額100万円以上の工事 | 変更なし |
| 施設調査 | | ① 建設発生土利用促進施設 (ストックヤード、土質改良プラント、受入地) ② 建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場 (建設混合廃棄物、がれき類、木くず、廃塩ビ管・継手、 廃プラスチック 、 廃石膏ボード、建設汚泥、安定型・管理型最終処分場) | 廃プラスチック処理施設の追加(建設工事から発生する廃プラスチックの処理状況を把握し、リサイクルを推進するため) |

前回(2018年度)調査からの主な変更点

■利用量・搬出先調査

- ・建設発生土のストックヤード運営事業者登録制度による、登録ストックヤードの活用状況を把握

■施設調査

- ・廃プラスチックの中間処理施設を調査対象に追加

■その他

- ・紙帳票を廃止

令和6年度 建設副産物実態調査 調査概要

- 利用量・搬出先調査は、公共工事、民間公益工事、民間工事を対象に調査を実施。
- 施設調査は、建設発生土利用促進施設、廃棄物の再資源化施設、最終処分場に調査を実施。

「利用量・搬出先調査」

「施設調査」

| 区分 | | 調査対象工事 |
|----------------------------------|---------------------|---|
| 公共工事 | 国土交通省直轄 | 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事 |
| | 農林水産省直轄 その他の国の機関 | 地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事 |
| | 特殊法人等 | 国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の発注工事 |
| | 都道府県・政令市 | 都道府県及びその外郭団体の発注工事 |
| | 市区町村 (政令市除く) | 東京23区、政令市以外の市町村及びその外郭団体の発注工事 |
| 民間公益工事 (電力、ガス、電気通信、JR、大手私鉄各社) | | 各地方の電力、ガス会社、電気通信系会社、JR、大手私鉄各社の発注工事 |
| 民間工事 (民間公益工事除く) | | 日本建設業連合会、プレハブ建築協会、日本ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業協会、日本道路建設業協会、全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会、全国解体工事業団体連合会加盟の都府県解体業協会、全国工務店協会 上記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間公益工事以外の民間工事（個人発注も含む） |

| 調査対象施設 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土利用促進施設 ・建設廃棄物の中間処理施設 ・建設廃棄物の最終処分場 |

*資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

| 再生資源利用計画書(実施書) | |
|----------------------------|----------------------|
| 次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 | |
| 1. 土砂 | 500m ³ 以上 |
| 2. 砕石 | 500t以上 |
| 3. 加熱アスファルト混合物 | 200t以上 |

| 再生資源利用促進計画書(実施書) | |
|--|----------------------|
| 次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 | |
| 1. 土砂 | 500m ³ 以上 |
| 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 | } …合計200t以上 |

令和6年度 建設副産物実態調査 調査概要

- 利用量・搬出先調査の調査対象品目は、搬入する建設資材14品目及び、搬出される建設副産物14品目。
- 施設調査は、排出される建設副産物のうち、コンクリート塊、建設汚泥等10品目を対象。

調査対象品目

建設資材【搬入】

- ◆土砂
 - 山砂、山土などの新材
 - 土質改良土
 - 建設発生土
 - 浚渫土
 - 建設汚泥処理土
 - 再生コンクリート砂
- ◆コンクリート
 - 生コンクリート
 - コンクリート二次製品
- ◆木材
- ◆アスファルト混合物
- ◆砕石
 - 鉋さい
 - クラッシュラン
 - ぐり石、割ぐり石、自然石
 - その他の砕石

建設副産物【搬出】

- ◆コンクリート塊
- ◆アスファルト・コンクリート塊
- ◆建設発生木材A（木製資材が廃棄物となったもの）
- ◆建設発生木材B（伐木材、伐根材等が廃棄物となったもの）
- ◆建設汚泥
- ◆金属くず
- ◆紙くず
- ◆廃プラスチック類（廃塩化ビニル管・継手除く）
- ◆廃塩化ビニル管・継手
- ◆廃石膏ボード
- ◆その他分別された廃棄物
- ◆建設混合廃棄物
- ◆建設発生土
- ◆浚渫土

* 下線：施設調査での対象品目（10品目）